

報告事項(2)

臨時代理の報告について

(習志野市立小学校及び中学校管理規則等の一部を改正する規則の制定について)

習志野市立小学校及び中学校管理規則等の一部を改正する規則の制定について、習志野市教育委員会行政組織規則第4条第1項の規定により臨時代理したので、同条第3項の規定により別紙のとおり報告する。

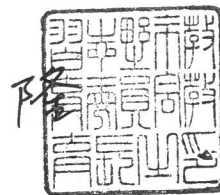
令和5年4月26日報告

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

習志野市立小学校及び中学校管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

習志野市教育委員会
教育長 小 熊



習志野市教育委員会規則第3号

習志野市立小学校及び中学校管理規則等の一部を改正する規則

(習志野市立小学校及び中学校管理規則の一部改正)

第1条 習志野市立小学校及び中学校管理規則(昭和39年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第9号様式中「再任用短時間職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正)

第2条 学校職員の勤務時間等に関する規則(平成元年教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書並びに第4条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(習志野市立幼稚園に勤務する職員の勤務時間等に関する規則の一部改正)

第3条 習志野市立幼稚園に勤務する職員の勤務時間等に関する規則(平成元年教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(習志野市社会教育施設に勤務する職員の勤務時間等に関する規則の一部改正)

第4条 習志野市社会教育施設に勤務する職員の勤務時間等に関する規則(平成元年教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 暫定再任用短時間勤務職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)は、定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)とみなして、第2条の規定による改正後の

学校職員の勤務時間等に関する規則の規定を適用する。

（習志野市立幼稚園に勤務する職員の勤務時間等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

- 3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第3条の規定による改正後の習志野市立幼稚園に勤務する職員の勤務時間等に関する規則の規定を適用する。

（習志野市社会教育施設に勤務する職員の勤務時間等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第4条の規定による改正後の習志野市社会教育施設に勤務する職員の勤務時間等に関する規則の規定を適用する。

第2条 学校職員の勤務時間等に関する規則（平成元年教育委員会規則第7号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(学校職員の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」）と<u>いう。</u>）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、<u>休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で校長が定める。</u></p> <p>（学校職員の週休日及び勤務時間の割振り）</p> <p>第3条 学校職員の週休日は、日曜日及び土曜日とする。ただし、校長は、<u>再任用短時間勤務職員</u>については、これらの週休日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p> <p>2 校長は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、<u>再任用短時間勤務職員</u>については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>3～4 略</p> <p>（学校職員の週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更）</p> <p>第4条 1～2 略</p> <p>3 校長は、教育職員（学校職員のうち、校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び<u>再任用短時間勤務職員</u>に限る。）及び実習助手の職にあるものをいう。）に対し学校運営上特に勤務することを命ずる必要がある場合であつて当該勤務の内容が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、前</p>	<p>(学校職員の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員</u>（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」）と<u>いう。</u>）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、<u>休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で校長が定める。</u></p> <p>（学校職員の週休日及び勤務時間の割振り）</p> <p>第3条 学校職員の週休日は、日曜日及び土曜日とする。ただし、校長は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>については、これらの週休日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p> <p>2 校長は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>3～4 略</p> <p>（学校職員の週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更）</p> <p>第4条 1～2 略</p> <p>3 校長は、教育職員（学校職員のうち、校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に限る。）及び実習助手の職にあるものをいう。）に対し学校運営上特に勤務することを命ずる必要がある場合であつて当該勤務の内容が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、前</p>

定にかかわらず、週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を、習志野市立高等学校管理規則（昭和61年教育委員会規則第2号）第7条第1項第3号から第7号までに規定する期間（これらの期間の初日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする16週間後の期間に限る。）内に行うことができる。

(1)～(4) 略

4～6 略

項の規定にかかわらず、週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を、習志野市立高等学校管理規則（昭和61年教育委員会規則第2号）第7条第1項第3号から第7号までに規定する期間（これらの期間の初日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする16週間後の期間に限る。）内に行うことができる。

(1)～(4) 略

4～6 略

第3条 習志野市立幼稚園に勤務する職員の勤務時間等に関する規則（平成元年教育委員会規則第8号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(職員の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で園長が定める。</p> <p>(職員の週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 職員の休日は、日曜日及び土曜日とする。ただし、園長は、再任用短時間勤務職員については、これらの週休日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p> <p>2 園長は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>3～4 略</p>	<p>(職員の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で園長が定める。</p> <p>(職員の週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 職員の休日は、日曜日及び土曜日とする。ただし、園長は、定年前再任用短時間勤務職員については、これらの週休日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p> <p>2 園長は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、定年前再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>3～4 略</p>

第4条 習志野市社会教育施設に勤務する職員の勤務時間等に関する規則（平成元年教育委員会規則第9号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(勤務時間)</p> <p>第2条 職員の勤務時間は、1週間につき38時間45分とする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で公民館等の長（以下「<u>所属長</u>」という。）が定めるものとする。</p> <p>2 前項の勤務時間は、1日につき7時間45分となるように割り振るものとする。ただし、<u>再任用短時間勤務職員</u>については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>(週休日)</p> <p>第3条 公民館に勤務する職員の週休日は、月曜日、所属長があらかじめ職員ごとに指定する4週間につき1の土曜日及び3の日曜日とし、図書館に勤務する職員については、所属長があらかじめ職員ごとに指定する4週間ごとの期間につき8日とし、富士吉田青年の家に勤務する職員については、月曜日、所属長があらかじめ職員ごとに指定する4週間につき2の日曜日及び2の火曜日とする。ただし、所属長は、<u>再任用短時間勤務職員</u>については、これらの日に加えて週休日を設けることができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(勤務時間)</p> <p>第2条 職員の勤務時間は、1週間につき38時間45分とする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で公民館等の長（以下「<u>所属長</u>」という。）が定めるものとする。</p> <p>2 前項の勤務時間は、1日につき7時間45分となるように割り振るものとする。ただし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>(週休日)</p> <p>第3条 公民館に勤務する職員の週休日は、月曜日、所属長があらかじめ職員ごとに指定する4週間につき1の土曜日及び3の日曜日とし、図書館に勤務する職員については、所属長があらかじめ職員ごとに指定する4週間ごとの期間につき8日とし、富士吉田青年の家に勤務する職員については、月曜日、所属長があらかじめ職員ごとに指定する4週間につき2の日曜日及び2の火曜日とする。ただし、所属長は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>については、これらの日に加えて週休日を設けることができる。</p> <p>2 略</p>

報告事項(5)

令和5年度習志野市運動部活動の地域移行について

習志野市立中学校における運動部活動の地域移行について、令和5年度の計画を別紙のとおり報告する。

令和5年4月26日報告

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

令和5年度習志野市運動部活動の地域移行について

1. 実施概要

特色ある学校づくり推進事業(地域部活動)として実施し、研究・検証を行い、今後の地域移行の資料とする。

(1) 研究期間 : 令和5年5月～令和6年3月(年間150時間以内)

(2) 実施校及び指導者

第一中学校(女子バスケットボール部)

【部活動支援員(地域指導者)】

第二中学校(陸上部)

【習志野市陸上競技協会】

第七中学校(男子バレーボール部)

【地域指導者】

(3) 指導員業務内容

1. 実技指導
2. 安全・傷害予防に関する知識・技能の指導
3. 学校外での活動(大会・練習試合等)の引率
4. 用具・施設の点検・管理
5. 休日の部活動の管理運営
6. 保護者等への連絡
7. 年間・月間指導計画の作成
8. 生徒指導に係る対応
9. 事故が発生した場合の現場対応
10. その他校長が特に必要と認めるもの

(4) 活動日 : 週あたり休日1日 ※1回3時間(年間150時間以内)

(5) 統括責任者: 学校長

(6) 費用 : 市費で実施(報償費・保険料(指導者・生徒))

2. 研究内容

- (1) 平日部活動と休日部活動の連携
- (2) 生徒への配慮事項や安全管理
- (3) 施設の利用方法や注意事項の確認
- (4) 教員の業務削減について

令和5年度 習志野市運動部活動の 地域移行について

学校教育部指導課



習志野市地域運動部活動

【本市の目的】

- ①生徒にとって望ましいスポーツ環境の構築
（自主的・自発的な参加による部活動）
- ②教職員の働き方改革の実現
（ワーク・ライフ・バランス）
- ③本市が築いてきた部活動の良さを活かした
活動の推進 （一市民 一スポーツの実現）

平日と休日の部活動

	平日	休日
指導者	教員	スポーツ団体・地域指導者・教員等
指導者報酬	なし	受益者負担 (R5年度は市費で実施)
保険	スポーツ振興センター	民間(スポーツ安全保険等) スポーツ振興センター(R5年度)
責任者	学校長	運営主体 (R5年度は学校長)

令和5年度習志野市地域運動部活動実施概要

1. 目的 : 今後の地域運動部活動についての在り方を研究するためモデル校を選定し、市指定研究事業「特色ある学校づくり推進事業」として実施
2. 実施校 : 第一中学校 女子バスケットボール部
第二中学校 陸上競技部
第七中学校 男子バレーボール部
3. 実施期間 : 令和5年5月～令和6年3月
(指導時間 年間150時間以内)

令和5年度習志野市地域運動部活動実施概要

- 4. 活動日 : 週あたり休日1日 ※1回3時間以内
部活動ガイドラインに準ずる
(大会引率は、この限りではない)
- 5. 指導者 : 地域指導者
- 6. 活動場所 : 各学校等
- 7. 統括責任者 : 学校長
- 8. 費用 : 市費で実施 (指導者報償費・保険料)

地域部活動指導員の業務

- 1. 実技指導
- 2. 安全・傷害予防に関する知識・技能の指導
- 3. 学校外での活動(大会・練習試合等)の引率
- 4. 用具・施設の点検・管理
- 5. 休日の部活動の管理運営
- 6. 保護者等への連絡
- 7. 年間・月間指導計画の作成
- 8. 生徒指導に係る対応
- 9. 事故が発生した場合の現場対応
- 10. その他校長が特に必要と認めるもの

教員が担ってきた業務を行う

学校・顧問・保護者との
情報共有、連携が必須

令和5年度 研究内容

1. 平日部活動と休日部活動の連携
2. 生徒への配慮事項や安全管理
3. 施設の利用方法や注意事項の確認
4. 教員の業務削減

これまで習志野の学校教育が築いてきた部活動の良さを活かし、地域運動部活動を推進してまいります。



報告事項(6)

令和5年度講師の配置状況及び令和4年度末教職員の人事異動等
について

令和5年度講師の配置状況及び令和4年度末教職員の人事異動等について、別紙
のとおり報告する。

令和5年4月26日報告

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

令和5年度講師の配置状況及び令和4年度末教職員の人事異動等について

1 令和5年度講師の配置状況(4月13日現在)

講師の種類	臨時的任用講師		会計年度任用職員	
	必要数	配置数	必要数	配置数
小学校	55	53	18	18
中学校	16	16	9	9
合計	71	69	27	27

小学校の臨時的任用講師2名(音楽専科・英語専科)は、5月1日に配置予定

【参考】習志野市教職員数 小学校441名 中学校227名 合計668名
(令和4年5月1日現在 管理職・講師を除いた人数)

2 令和4年度末教職員の異動者数

	令和3年度末	令和4年度末	令和4年度末の内訳
管外・県立等への異動者数 (習志野市 ⇒管外・千葉市・県立)	6	5	管外2・千葉市3
管内異動者数 (習志野市⇒勸奨)	47	49	船橋23・市川6 八千代15・浦安5
市内異動者数 (習志野市⇒習志野市) ※再任用者は除く	34	50	小36・中14
退職者数 ※再任用者は除く	24	35	定年23・勸奨3 早期8・割愛1
新規採用者数	59	39	小24・中15
行政(区市)への異動総数 (習志野市⇒行政)	10	17	市行政13・県行政4
再任用発令数	48	46	フル28・短時間18
合計	228	241	

3 令和5年度教職員の女性管理職数

葛南教育事務所管内			習志野市女性管理職		
総数	校長	教頭	総数	校長	教頭
112(21)	54(10)	58(11)	13(2)	6(0)	7(2)

()は新任者数

報告事項(7)

令和5年度指導重点事項について

令和5年度の指導重点事項について、別記のとおり報告する。

令和5年4月26日報告

習志野市教育委員会
教育長 小熊 隆

令和5年度 指導重点事項

- 1 一人一人が輝く「きらりと光る教育活動の推進」
- 2 一人一人を大切に「教育相談の充実」
- 3 一人一人を伸ばす「高水準の学習指導の展開」
- 4 一人一人を育てる「学校・家庭・地域社会の連携」

学習指導

- 主体的・対話的で深い学びの実現を目指す「習志野学びずむ」を踏まえた授業づくり
- 「ならしの学力向上プラン」を活用した授業改善
- 市立図書館と連携した、学校図書館の機能の充実と有効活用
- 教科の特性に応じたICT機器・タブレット端末の効果的な活用による個別最適な学びと協働的な学びの推進
- 全国学力・学習状況調査の結果を踏まえた学校全体で取り組む授業改善
- 英語で行うことを基本とする外国語科授業の推進
- 家庭と連携した学習規律の定着とタブレット端末の活用による家庭学習の充実

学校経営

- 学校運営協議会、地域学校協働本部を核とした地域の風がいきかう学校づくり
- カリキュラム・マネジメントによる教育活動の質の向上
- 学校組織の活性化と人材育成

生徒指導

- 児童生徒個々の悩みや不安を受け止めるための教育相談週間の充実
- 校内体制の確立によるいじめ、不登校、児童虐待等の未然防止と早期発見
- いじめ、不登校の解消に向けた適切な初期対応と保護者との信頼関係の構築
- 社会的自立を目指した不登校児童生徒支援の充実
- 訪問相談、メール・アプリ相談、遠隔指導教室の活用と家庭・地域・関係機関との連携・協働の充実

学力向上のための授業 「習志野学びずむ」

(脳に汗かく5分間) **本気時間**

(広がりと深まりのある) **発問板書**
(構造的な)
(「写す」から「つくる」) **ノート指導**
(単元を見通した) **タブレット活用**

中学校区「学びスタイル」

特別支援教育

- 特別支援学級における学級経営と個別の指導計画を活用した指導の充実
- ICT機器を活用した学習活動の充実
- 全教員の特別支援教育に関する専門性の向上を目指した研修
- 特別支援教育コーディネーターを中心とした通常学級と特別支援学級との連携の充実
- 教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供

道徳教育

- 人権感覚や規範意識の醸成
- 豊かな体験活動といじめ防止
- 千葉県道徳教育主題「『いのち』のつながりと輝き」を実現するための、家庭・地域との連携を重視した、学校全体で取り組む道徳教育の推進
- 児童生徒が自分ごととして捉える題材を用いた『考え、議論する道徳』の授業実践

体育・健康・安全教育

- 体力向上につながる体育科授業の改善
- 視力、体力、丈夫な歯を重点に置いた健康教育の推進
- 業間・昼休みの外遊びの推奨
- 体力向上に向けた「遊・友ランキング」の継続的な実施
- 体づくりの基本となる「早寝早起き朝ごはん」の推奨
- 健康な歯をつくる歯磨き指導の推奨
- 食育の充実や薬物乱用防止教育の実施
- 危険予測能力と危険回避能力の育成によるけが・交通事故等の防止
- 部活動地域移行の実施

研修

- 新たな「千葉県・千葉市教員等育成指標」を踏まえ、主体的・能動的な研修の充実による教職員の資質能力の向上
- GIGAスクール構想を踏まえ、ICT機器・タブレット端末を効果的に活用する研修の充実
- ICTマイスターの育成と認定

総合的な学習の時間・特別活動・キャリア教育

- 鹿野山少年自然の家等を活用した宿泊自然体験活動の充実
- 持続可能な社会の担い手を育てるSDGs教育の充実
- 特別活動を要とする地域と連携したキャリア教育の充実とキャリアパスポートの確実な実施

**ONE UP,
ONE CHALLENGE !**



令和5年度 指導重点事項

～「習う志」を育む授業の実現に向けて～

令和5年度 指導重点事項

- 一人一人が輝く「きらりと光る教育活動の推進」
- 一人一人を大切に「教育関係の充実」
- 一人一人を伸ばす「高水準の学習指導の展開」
- 一人一人を育てる「学校・家庭・地域社会の連携」

一人一人 輝く 大切に する 伸ばす

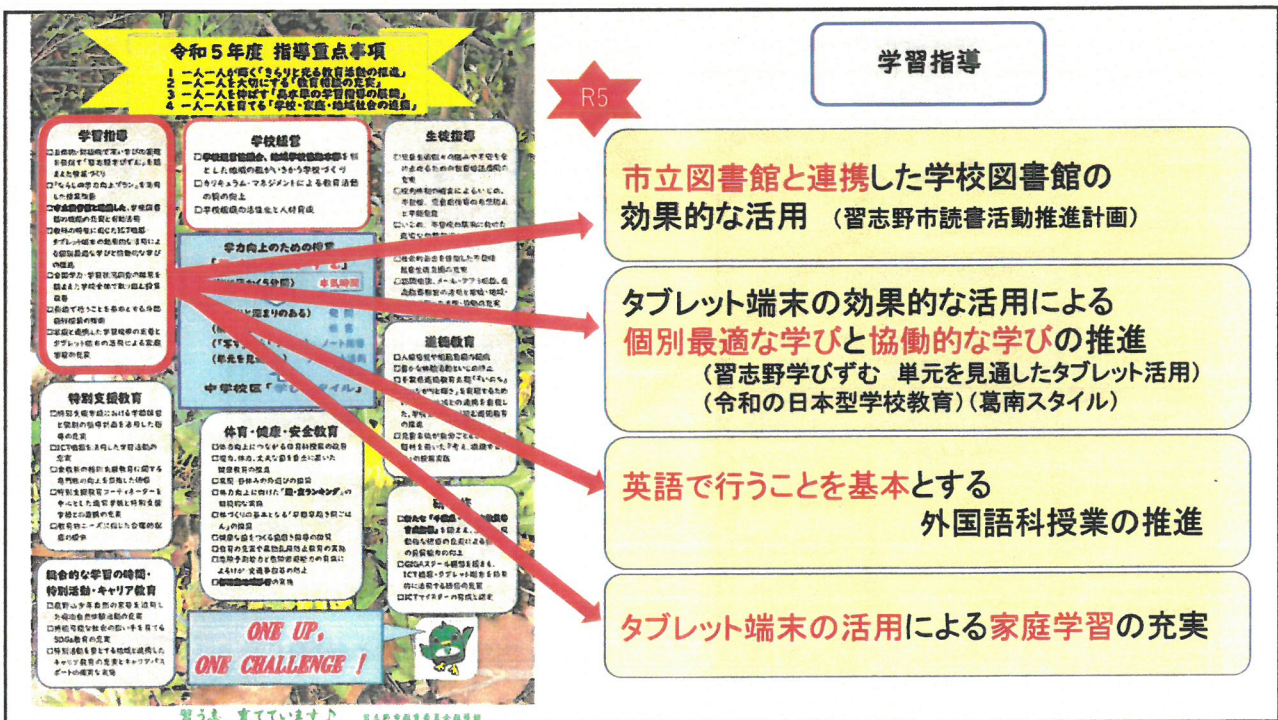
+

R5 一人一人 育てる

学校経営

- 学校運営協議会、地域学校協働本部を核とした地域の風がいきかう学校づくり
- カリキュラム・マネジメントによる教育活動の質の向上
- 学校組織の活性化と人材育成

市内全校
コミュニティ・スクール



令和5年度 指導重点事項

- 一人一人が「たくましく生きる教育活動の推進」
- 一人一人が大切にされる「教育活動の充実」
- 一人一人が誇れる「本校の学習指導の展開」
- 一人一人が育てる「学校・家庭・地域社会の連携」

特別支援教育

R5

全教員の特別支援教育に関する専門性の向上

特別支援学級における学級経営と個別の指導計画を活用した指導の充実

ONE UP, ONE CHALLENGE!

学習指導、学校経営、生徒指導、学方向上のための推進「蓄え貯蓄びずさむ」、道徳教育、体育・健康・安全教育、総合的な学習の時間・特別活動・キャリア教育、研修

令和5年度 指導重点事項

- 一人一人が「たくましく生きる教育活動の推進」
- 一人一人が大切にされる「教育活動の充実」
- 一人一人が誇れる「本校の学習指導の展開」
- 一人一人が育てる「学校・家庭・地域社会の連携」

総合的な学習の時間・特別活動・キャリア教育

R5

鹿野山少年自然の家等を活用した宿泊自然体験活動の充実
(鹿野山少年自然の家の宿泊学習再開)

地域と連携したキャリア教育の充実
(学校運営協議会 地域学校協働本部)

ONE UP, ONE CHALLENGE!

学習指導、学校経営、生徒指導、学方向上のための推進「蓄え貯蓄びずさむ」、道徳教育、体育・健康・安全教育、総合的な学習の時間・特別活動・キャリア教育、研修

令和5年度 指導重点事項

- 1 一人一人が輝く「まじり」による教育活動の推進
- 2 一人一人を大切に育てる「教育相談の充実」
- 3 一人一人を伸ばす「高水準の学習指導の展開」
- 4 一人一人を育てる「学校・家庭・地域社会の連携」

学習指導

□ 基礎的・基本的な「まじり」の展開
多様な「まじり」の活用による
まじり活の展開

□ 「まじり」の学びの場としての活用
の展開

□ 学習指導の展開に合わせた
学習指導の展開

□ 学習指導の展開に合わせた
学習指導の展開

□ 学習指導の展開に合わせた
学習指導の展開

学校経営

□ 学校経営の推進、地域連携の推進
とした地域の活性化を図る学校づくり

□ 学校・家庭・地域連携による教育活動
の展開

□ 学校経営の推進と人材育成

生徒指導

□ 児童生徒の個性や能力を伸ばす
ための教育活動の展開

□ 児童生徒の個性や能力を伸ばす
ための教育活動の展開

□ 児童生徒の個性や能力を伸ばす
ための教育活動の展開

学習指導
学校経営
生徒指導

ONE UP, ONE CHALLENGE !

今までよりも、何か一つ、
新たな取り組みを！

- ・コンクールへの作品応募
- ・各種大会へのエントリー、挑戦
- ・自由研究、自主活動

○各教科等の学習と関連付け、学習の成果
が活かされるような取組を！

○全ての児童生徒が、一人一人の興味・関心
に応じ、チャレンジしたいと思えるものに
出会えるような支援を！

全ての児童生徒がきらりと光る！ための
ONE UP, ONE CHALLENGE!

令和5年度 合同訪問実施校

日時	学校名
6月26日	第七中学校
7月 3日	東習志野小学校
7月 5日	藤崎小学校
7月11日	谷津小学校
11月20日	第四中学校
12月18日	秋津小学校

令和5年度公開研究会実施校・園

日時	学校・園名	日時	学校名
10月11日	藤崎幼稚園	11月 8日	秋津小学校
10月20日	津田沼小学校	11月 9日	実花小学校
10月31日	第七中学校	11月14日	谷津小学校
11月 1日	香澄小学校	11月16日	東習志野小学校
11月 2日	大久保小学校	11月17日	大久保東小学校
11月 7日	藤崎小学校		

令和5年度 所長訪問実施校

日時	学校名
7月13日	津田沼小学校・大久保小学校
11月 6日	第六中学校・鷺沼小学校
11月24日	袖ヶ浦東小学校

令和5年度 計画訪問実施園

日時	園名
7月 6日	向山幼稚園
7月 7日	津田沼幼稚園
7月12日	屋敷幼稚園

6

報告事項(8)

新型コロナウイルス感染症5類移行に係る学校生活の対応について

新型コロナウイルス感染症の5類移行に係る学校生活の対応について、別紙のとおり報告する。

令和5年4月26日報告

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

新型コロナウイルス感染症5類移行に係る学校生活の対応について

新型コロナウイルス感染症については令和5年5月8日に感染症法の位置づけが2類相当から5類感染症に変更となる。このことに伴い国、県において以下のとおりの考え方となることが想定される。市については今後決定されるものである。

【国・県の考え方】

- ① 基本的対処方針や業種別ガイドラインの廃止の可能性がある。
- ② マスクや消毒などについて個人や事業者の判断に委ねることを基本とする。個人や集団が流行状況やリスクに応じて主体的に感染症対策を実施する。
- ③ 施設等は利用者や構造などに応じて感染リスクとのバランスをとり感染症対策を行う。
- ④ コロナ感染の療養期間は5日（かつ症状軽快後1日程度経過）に短縮する。

このことを踏まえ、本市市立学校についての基本方針を以下のとおりとし、市の方針が決定された後、市の方針と照らし合わせて学校の対応を正式に決定する。

1. 「習志野市学校の新しい生活様式」について

令和2年6月に策定し随時更新をしてきていたが、令和5年5月7日をもって廃止することを検討する。

※各教育活動についての留意点等が示された場合は、改訂版を発出する。

※国や県からの指針に応じて換気、咳エチケット等の基本的な対応への周知は引き続き図っていく。

2. 学校における取組について

(1) マスクの着用について

- ① マスクの着用は求めないことを基本とし、個人の判断とする。
- ② マスクの着脱を強いることがないよう配慮する。
- ③ マスクの着用の有無による差別・偏見がないように適切に指導する。

(2) 教育活動について

- ① 教育活動はこれを制限せずに行う。

(3) 感染症対策について

- ① 同じ5類感染症であるインフルエンザ等に対する対応と同様に、うがい・手洗い、十分な休養等に努める。
- ② 感染者が発生した際には、人数等の状況により学級閉鎖等の対策を講じる。

(4) 出席の扱いについて

- ① 原則5日間（かつ症状軽快後1日程度経過）の出席停止の扱いとする。